



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 652 随意契約の相手方の決定 (税務課)
- 653 " (情報システム課)
- 654 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請の概要 (環境管理課)
- 655 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更許可申請の概要 (")
- 656 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 657 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")
- 658 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (長寿社会推進課)
- 659 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (")
- 660 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")
- 661 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定 (")
- 662 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 663 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
- 664 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 665 果樹農業振興特別措置法による和歌山県果樹農業振興計画の策定 (果樹園芸課)
- 666 道路の区域変更 (道路保全課)
- 667 新道路の供用開始等 (")
- 668 道路の区域変更 (")
- 669 新道路の供用開始等 (")
- 670 道路の区域変更 (")
- 671 新道路の供用開始等 (")
- 672 道路の区域変更 (")
- 673 新道路の供用開始等 (")
- 674 道路の区域変更 (")
- 675 新道路の供用開始等 (")
- 676 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)
- 677 " (")
- *678 昭和46年和歌山県告示第691号(急傾斜地崩壊危険

区域の指定)の一部改正 (")

*679 昭和51年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所の指定)の一部改正(出納室)

*680 昭和37年和歌山県告示第41号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部改正 (")

○ 訓令

*35 和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)

○ 公告

軽油引取税免税証の無効 (税務課)

○ 監査公表

監査公表第20号

告 示

和歌山県告示第652号

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局税務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成18年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社南大阪電子計算センター
大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号
- 5 随意契約に係る契約金額
(1) 県税運営システム
ア 法人2税
(ア) 予定申告書等パンチ処理
1件当たり 24円
(イ) 予定申告書等入力処理

1か月当たり	10,100円	(ハ) 未登録法人調査処理	
(ウ) 予定申告書等作成処理		作業1回当たり	20,000円
1か月当たり	22,500円	(ヒ) 国税突合処理	
(エ) 確定申告書等パンチ処理		1か月当たり	40,000円
1件当たり	60円	(フ) 外形標準課税等別表パンチ処理	
(オ) 確定申告書等入力処理		1件当たり	50円
1か月当たり	40,100円	(ヘ) 外形標準課税等別表入力処理	
(カ) 確定申告書等作成処理		1か月当たり	47,600円
1か月当たり	83,600円	(ホ) 外形標準課税等別表作成処理	
(キ) 申告書入力特別処理		1か月当たり	32,600円
1か月当たり	27,600円	(マ) 電子申告データ反映処理	
(ク) 更正・決定処理		1か月当たり	100,000円
1か月当たり	72,600円	イ 県民税利子割	
(ケ) 利子割額明細書パンチ処理		(ア) 申告書パンチ処理	
1件当たり	13円	1件当たり	24円
(コ) 利子割額明細書入力処理		(イ) 申告書入力処理	
1か月当たり	21,600円	1か月当たり	43,600円
(サ) 利子割額明細書作成処理		(ウ) 不申告加算金決定処理	
1か月当たり	48,200円	1か月当たり	12,600円
(シ) 是認パンチ処理		(エ) 更正・決定処理	
1件当たり	20円	1か月当たり	12,600円
(ス) 是認入力処理		(オ) 月例処理	
1か月当たり	109,600円	1か月当たり	80,100円
(セ) 月例統計処理		(カ) 課税状況前年対比処理	
1か月当たり	132,600円	1か月当たり	54,600円
(ソ) 交付税調作成処理		(キ) 収納マスター更新処理	
作業1回当たり	300,000円	1か月当たり	30,600円
(タ) 課税状況調作成処理		(ク) オンライン処理	
作業1回当たり	300,000円	1か月当たり	42,600円
(チ) 法人登録に関する処理		(ケ) 年次統計処理	
1か月当たり	57,600円	作業1回当たり	15,000円
(ツ) 未処理法人調査に関する処理		ウ 証券二税	
作業1回当たり	75,000円	(ア) 申告書パンチ処理	
(テ) 収納マスター更新処理		1件当たり	24円
1か月当たり	72,600円	(イ) 申告書入力処理	
(ト) オンライン処理		1か月当たり	43,600円
1か月当たり	147,600円	(ウ) 宛名作成処理	
(ナ) 予算積算資料パンチ処理		1か月当たり	20,000円
1件当たり	50円	(エ) 不申告加算金決定処理	
(ニ) 予算積算資料作成処理		1か月当たり	12,600円
作業1回当たり	80,000円	(オ) 更正・決定処理	
(ヌ) 年報ファイル作成処理		1か月当たり	12,600円
作業1回当たり	30,000円	(カ) 月例処理	
(ネ) 大口法人・減免法人調べ		1か月当たり	80,100円
作業1回当たり	45,000円	(キ) 課税状況前年対比処理	
(ノ) 増減理由に関する調べ		1か月当たり	54,600円
作業1回当たり	27,000円	(ク) 収納マスター更新処理	

1か月当たり	30,600円	1か月当たり	72,600円
(ケ) オンライン処理		(オ) 収納マスター更新処理	
1か月当たり	42,600円	1か月当たり	20,100円
(コ) 年次統計処理		(カ) オンライン処理	
作業1回当たり	15,000円	1か月当たり	42,600円
エ 不動産取得税		(キ) 年次処理	
(ア) 調定データパンチ処理		作業1回当たり	30,000円
1件当たり	65円	キ 軽油引取税	
(イ) 調定データ入力処理		(ア) 申告書処理	
1か月当たり	87,600円	1か月当たり	42,600円
(ウ) 月例処理		(イ) 不申告加算金決定処理	
1か月当たり	138,600円	1か月当たり	12,600円
(エ) 課税チェックリスト作成処理		(ウ) 更正・決定処理	
1か月当たり	27,600円	1か月当たり	12,600円
(オ) 収納マスター更新処理		(エ) 月例処理	
1か月当たり	42,600円	1か月当たり	72,600円
(カ) オンライン処理		(オ) 収納マスター更新処理	
1か月当たり	72,600円	1か月当たり	27,600円
(キ) 総務省報告処理		(カ) オンライン処理	
作業1回当たり	72,000円	1か月当たり	42,600円
(ク) 年次統計処理		(キ) OCR処理	
作業1回当たり	45,000円	1か月当たり	27,600円
オ 個人事業税		(ク) 年次処理	
(ア) 随時調定処理		作業1回当たり	30,000円
1か月当たり	117,600円	ク 個人県民税	
(イ) 索引簿作成処理		(ア) 月例処理	
作業1回当たり	108,000円	1か月当たり	102,600円
(ウ) 調定データパンチ処理		(イ) 収納マスター更新処理	
1件当たり	28円	1か月当たり	12,600円
(エ) 定例調定処理(前期)		(ウ) オンライン処理	
作業1回当たり	885,500円	1か月当たり	12,600円
(オ) 定例調定処理(後期)		(エ) 年次統計処理	
作業1回当たり	673,500円	作業1回当たり	75,000円
(カ) 収納マスター更新処理		ケ その他処理	
1か月当たり	42,600円	(ア) 調定処理(鉦区税)	
(キ) オンライン処理		作業1回当たり	90,000円
1か月当たり	72,600円	(イ) 調定処理(狩猟税)	
(ク) 年次統計処理		作業1回当たり	90,000円
作業1回当たり	45,000円	(ウ) 収納マスター更新処理	
カ ゴルフ場利用税		作業1回当たり	12,600円
(ア) 申告書処理		(エ) オンライン処理	
1か月当たり	27,600円	1か月当たり	12,600円
(イ) 不申告加算金決定処理		(オ) 課税状況調パンチ処理	
1か月当たり	5,100円	1枚当たり	640円
(ウ) 更正・決定処理		コ 収納管理	
1か月当たり	5,100円	(ア) 消し込み処理	
(エ) 月例処理		1か月当たり	597,600円

(イ) 還付充当処理 1か月当たり	312,900円	(ア) EPカートリッジキット(NIP) 1セット当たり	55,000円
(ウ) 月次集計処理 1か月当たり	95,000円	(イ) EPカートリッジ 大 1本当たり	45,700円
(エ) 督促状・催告状等作成処理 1か月当たり	87,600円	(ウ) EPカートリッジ 小 1本当たり	22,000円
(オ) 未納・減額・処分等一覧表作成 1か月当たり	50,100円	(エ) B4 カット用紙 1箱当たり	2,160円
(カ) 報償金算定処理 作業1回当たり	46,500円	(オ) A4 カット用紙 1箱当たり	1,480円
(キ) 決算統計処理 作業1回当たり	690,000円	(カ) 応用用紙(白紙連続用紙) 1箱当たり	2,900円
(ク) 収納実績処理 1か月当たり	117,600円	(キ) 4mmデータカートリッジ 1個当たり	6,100円
(ケ) 宛名圧縮マスター作成処理 作業1回当たり	375,000円	(ク) AIT2データカートリッジ 1個当たり	11,000円
(コ) 滞納処分一覧表作成 1か月当たり	80,100円	(ケ) ロングライフリボンカートリッジ 1個当たり	2,300円
(サ) 収入状況一覧表作成 作業1回当たり	66,600円	(コ) トナーカートリッジA 1本当たり	11,900円
(シ) 滞納者管理オンライン処理 1か月当たり	72,600円	(サ) トナーカートリッジB 1本当たり	13,600円
(ス) 不納欠損処理 作業1回当たり	30,000円	(シ) イメージドラムカートリッジ 1本当たり	42,500円
(セ) 高額滞納者一覧処理 作業1回当たり	249,000円	(ス) ベルトユニット 1個当たり	76,500円
(ソ) 滞納整理進行管理状況処理 1か月当たり	132,900円	(セ) 定着器ユニット 1個当たり	42,500円
(タ) マスター切り処理 作業1回当たり	300,000円	シ メール費用 (ア) 各種帳票集配送 1か月当たり	190,000円
(チ) 延滞金切り処理 作業1回当たり	90,000円	ス システム作成費用 (ア) プログラム作成費 1人日当たり	40,000円
(ツ) 本税時効到来分リスト作成 作業1回当たり	36,000円	セ 機器使用料 (ア) 端末装置使用料 1か月当たり	5,350,200円
(テ) 延滞金時効到来分リスト作成 作業1回当たり	90,000円	(イ) 端末装置保守料 1か月当たり	1,695,850円
(ト) 延滞金催告通知処理 作業1回当たり	300,000円	(ウ) 回線使用料 1か月当たり	1,199,400円
(ナ) 未納データベース作成処理 作業1回当たり	46,000円	(エ) 付属機器使用料 1か月当たり	1,403,060円
(ニ) 住所コード更新処理 1か月当たり	32,600円	(オ) 振興局再編対応工事等 1式	13,064,650円
(ヌ) 金融機関エラーチェック処理 作業1回当たり	48,600円	(カ) 休日等ホスト稼働料 1時間当たり	19,000円
(ネ) データコンバート等処理 1秒当たり	450円		
サ 各種消耗品			

ソ 県税運営システム再開発		作業1回当たり	80,400円
(ア) プログラム開発費		(タ) 納税者番号付与処理	
1ステップ当たり	320円	1か月当たり	179,400円
(2) 軽油流通情報管理システム		(チ) 異動履歴処理作業	
ア データパンチ処理		1か月当たり	89,400円
1件当たり	23円	(ツ) 自動車取得税月例処理	
イ 流通データ処理		1か月当たり	48,400円
1か月当たり	169,100円	イ 課税処理関係	
ウ 異動データ処理		(ア) 賦課減額決議書等作成処理	
1か月当たり	39,600円	作業1回当たり	55,000円
エ 数量突合処理		(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	
1か月当たり	27,600円	作業1回当たり	81,000円
オ 申告書プレプリント処理		(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	
1か月当たり	36,600円	作業1回当たり	45,000円
カ 県内突合エラーリスト作成処理		(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理	
1か月当たり	36,600円	作業1回当たり	121,000円
(3) 自動車税システム		(オ) 減免通知書作成	
ア 月例処理関係		通知書1件当たり	6.20円
(ア) 分配情報作成及び関連処理		(カ) 減免継続申請書作成処理	
1か月当たり	119,400円	申請書1件当たり	16.50円
(イ) 分配情報チェックリスト作成		(キ) 納税通知書データ作成処理(バーコードなし)	
情報1件当たり	9.10円	納税通知書1件当たり	17.40円
(ウ) 分配情報修正カード作成		(ク) 納税通知書データ作成処理(バーコードあり)	
修正データ1項目1枚当たり	14円	納税通知書1件当たり	16.20円
(エ) 分配情報修正作業		(ケ) 定期賦課処理	
1か月当たり	119,400円	作業1回当たり	990,000円
(オ) カナ情報修正カード作成		(コ) 賦課時情報引継処理	
修正データ1項目1枚当たり	14円	作業1回当たり	24,000円
(カ) カナ情報付与処理		(サ) 履歴マスター年度末処理	
1か月当たり	79,700円	作業1回当たり	180,000円
(キ) 車種名付与処理		(シ) 滞納繰越年度末処理	
1か月当たり	33,600円	作業1回当たり	180,000円
(ク) 追加情報カード作成		(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	
追加情報1項目1枚当たり	9円	作業1回当たり	180,000円
(ケ) 追加情報付与処理		(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理	
1か月当たり	66,400円	作業1回当たり	135,000円
(コ) 税率・郵便番号等付与処理		(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	
1か月当たり	53,400円	1か月当たり	24,300円
(サ) 課税マスター異動処理		(タ) 公示サインによるコメントレコード作成	
1か月当たり	404,400円	1か月当たり	57,300円
(シ) 減額・還付内訳書作成処理		(チ) 要調査サイン修復処理	
1件当たり	1.80円	作業1回当たり	60,000円
(ス) 減額通知書作成		(ツ) 職権保留連絡票作成(現年及び滞繰)	
減額通知書1件当たり	21円	作業1回当たり	60,000円
(セ) 公金送金通知書等作成処理		(テ) 職権保留更新処理(現年及び滞繰)	
通知書1件当たり	32円	作業1回当たり	90,000円
(ソ) リストテープ作成処理		(ト) 減免・免除・復活更新処理	

1か月当たり	270,000円	(ク) 徴収カード作成処理	
ウ 納貯口座処理関係		1件当たり	8.50円
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理		(ケ) 各種テープ抽出処理	
作業1回当たり	675,000円	作業1回当たり	150,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理		(コ) 督促状等控えリスト作成	
作業1回当たり	90,000円	1件当たり	1.20円
(ウ) 納貯口座マスター異動処理		(サ) 督促状等発付前納付リスト作成	
作業1回当たり	31,000円	作業1回当たり	12,000円
(エ) 納貯口座マスタープルーフリスト作成		(シ) 口座振替分磁気テープ変換作業	
1件当たり	2円	作業1回当たり	18,000円
(オ) 納貯・口座関係明細書作成処理		(ス) 自動車税済通年度処理	
1件当たり	1.80円	作業1回当たり	117,000円
(カ) 口座振替分納税通知書データ作成		オ 統計その他	
通知書1件当たり	6.20円	(ア) 各種統計資料作成処理	
(キ) 県税振替納付依頼書作成		作業1回当たり	121,000円
依頼書1件当たり	11.50円	(イ) 軽油使用者調作成処理	
(ク) 納貯組合員の自動車税納税状況調書作成		1件当たり	3.60円
1件当たり	1.80円	(ウ) 各種リストテープ作成処理	
(ケ) 上記リストテープ作成処理		作業1回当たり	121,000円
作業1回当たり	18,000円	(エ) 各種プルーフリスト作成	
(コ) 口座振替分磁気テープ作成		1か月当たり	9,900円
作業1回当たり	18,000円	(オ) 大口リスト作成	
(サ) 口座振替分磁気フロッピー作成		1件当たり	1.80円
作業1回当たり	45,000円	(カ) コメントリスト作成	
(シ) 金融機関コード別集計表作成作業		作業1回当たり	30,000円
作業1回当たり	22,000円	(キ) 賦課時データベース(調定一人別)作成	
(ス) 金融機関コード整備処理		作業1回当たり	225,000円
1か月当たり	21,600円	(ク) 未納データベース(収入状況)作成	
(セ) 振替口座データ一括変換処理		作業1回当たり	228,700円
作業1回当たり	60,000円	(ケ) 完納データベース(完納一覧)作成	
(ソ) 口座振替納税証明書データ作成		作業1回当たり	225,000円
1件当たり	6.20円	(コ) 身体障害者減免データベース作成	
エ 収納処理関係		1か月当たり	12,900円
(ア) オンライン消込処理		(サ) 身体障害者減免未納者一覧表作成	
1件当たり	17円	作業1回当たり	120,000円
(イ) 収入状況一覧表作成		(シ) 職権抹消処理	
1件当たり	1.80円	作業1回当たり	216,000円
(ウ) 収入状況リストテープ作成処理		(ス) 職権抹消照会ハガキ作成	
作業1回当たり	120,000円	1件当たり	12円
(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし)		(セ) データコンバート等処理	
1件当たり	17.40円	1秒当たり	450円
(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり)		(ソ) オンライン処理作業	
1件当たり	16.20円	1か月当たり	899,700円
(カ) 差押予告状データ作成処理		カ 自動車取得税関係	
1件当たり	6.20円	(ア) 自動車取得税マスターテープ更新作業	
(キ) 差押予告状圧着ハガキ処理		作業1回当たり	13,000円
1件当たり	21円	(イ) 自動車取得税データコンバート	

作業1回当たり	15,000円
(ウ)自動車取得税ファイルコピー	
作業1回当たり	6,000円
(エ)自動車取得税データ処理	
作業1回当たり	150,000円
キ プログラム作成関係	
(ア)プログラム作成費	
1人日当たり	40,000円
(イ)プログラム開発費	
1ステップ当たり	320円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第653号

和歌山県オンラインシステム共用端末機等の賃貸借契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県オンラインシステム共用端末機等の賃貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部IT推進局情報システム課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成18年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通リース株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
39,522,798円(うち消費税及び地方消費税の額1,882,038円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第654号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請の概要

- (1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

住所 和歌山県紀の川市西三谷717

名称 ハグルマ株式会社

氏名 取締役社長 中野秀彦

- (2)工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県紀の川市西三谷717

名称 ハグルマ株式会社

- (3)特定施設に関する事項

別表1のとおり

- (4)汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

- (5)排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1)期間

平成18年5月12日から平成18年6月2日まで

- (2)場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市役所

別表1

種 類	第5号イ		第5号ロ	
基 数	1基		1基	
能 力	生トマト 4000kg/h		1.8Lびん 1800本/h	
工事着手予定年月日	許可後		許可後	
工事完成予定年月日	工事着手後20日		工事着手後30日	
使用開始予定年月日	完成後直ちに		完成後直ちに	
使用時間間隔	1回1時間 2~3回/日		4日/週	
1日当たりの使用時間	3時間		6時間	
使用の季節的変動	なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	通常	最大	通常	最大
	pH	4~7	4~7	4~7
	BOD(mg/ℓ)	4000	4000	900
	COD(mg/ℓ)	2800	2800	600
	SS(mg/ℓ)	500	500	70

n-Hex(mg/ℓ)	15	15	5	5
T-N(mg/ℓ)	30	30	30	30
T-P(mg/ℓ)	3	3	3	3
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m ³ /日)	5	6	15	20

別表2

種 類	排水処理施設				
能 力	100m ³ /日				
汚水等の処理方式	流体除幕ろ過方式				
工事着手年月日	許可後				
工事完成年月日	工事着手後30日				
使用開始予定年月日	完成後直ちに				
使用時間間隔	随時自動				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節的変動	なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による	通 常		最 大		
	処理前	処理後	処理前	処理後	
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	pH	4~7	6~7.5	4~7	6~7.5
	BOD(mg/ℓ)	1700	5	1700	5
	COD(mg/ℓ)	1200	5	1200	5
	SS(mg/ℓ)	200	5	200	5
	n-Hex(mg/ℓ)	10	0.5	10	0.5
	T-N(mg/ℓ)	30	0.7	30	0.7
	T-P(mg/ℓ)	3	0.1	3	0.1
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m ³ /日)		80	80	100	100

別表3

排水口名	A	B	C~K
排水量(m ³ /日)	通常	80	5
	最大	100	5
pH	通常	6~7.5	5.8~8.6
	最大	6~7.5	5.8~8.6
BOD(mg/ℓ)	通常	5	80
	最大	5	80
COD(mg/ℓ)	通常	5	50
	最大	5	50

雨水専用排水口

別表1

区 分	変更前	変更後
種 類	排水処理施設	排水処理施設

SS(mg/ℓ)	通常	5	50
	最大	5	50
n-Hex(mg/ℓ)	通常	0.5	5
	最大	0.5	5
T-N(mg/ℓ)	通常	0.7	60
	最大	0.7	60
T-P(mg/ℓ)	通常	0.1	8
	最大	0.1	8

和歌山県告示第655号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

住所 和歌山県紀の川市西三谷717

名称 ハグルマ株式会社

氏名 取締役社長 中野秀彦

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県紀の川市西三谷717

名称 ハグルマ株式会社

(3) 特定施設に関する事項

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第5号イに掲げる原料処理施設、第5号ロに掲げる洗浄施設、第5号ハに掲げる湯煮施設及び第5号ニに掲げる濃縮施設

(4) 変更しようとする事項の内容

別表1~別表2のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成18年5月12日から平成18年6月2日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市役所

能 力	100m ³ /日				100m ³ /日				
汚水等の処理方式	活性汚泥処理方式				流体除幕ろ過方式				
工事着手年月日	既設				許可後				
工事完成年月日	既設				工事着手後30日				
使用開始予定年月日	既設				完成後直ちに				
使用時間間隔	連続				随時自動				
1日当たりの使用時間	24時間				24時間				
使用の季節的変動	なし				なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常		最大		通常		最大		
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	
	pH	4~6	5.8~8.6	4~6	5.8~8.6	4~7	6~7.5	4~7	6~7.5
	BOD(mg/ℓ)	1700	50	1700	50	1700	5	1700	5
	COD(mg/ℓ)	1200	50	1200	50	1200	5	1200	5
	SS(mg/ℓ)	200	30	200	30	200	5	200	5
	n-Hex(mg/ℓ)	10	5	10	5	10	0.5	10	0.5
	T-N(mg/ℓ)	30	30	30	30	30	0.7	30	0.7
T-P(mg/ℓ)	3	3	3	3	3	0.1	3	0.1	
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(m ³ /日)	80	80	100	100	80	80	100	100	

別表2

区 分		変 更 前				変 更 後			
排水口名		No.1	No.2	No.3	No.4~No.12	A	B	No.3	C~K
排水量(m ³ /日)	通常	80	3	2	雨水専用排水口	80	5	廃止	雨水専用排水口
	最大	100	3	2		100	5		
pH	通常	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6		6~7.5	5.8~8.6		
	最大	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6		6~7.5	5.8~8.6		
BOD(mg/ℓ)	通常	50	80	80		5	80		
	最大	50	80	80		5	80		
COD(mg/ℓ)	通常	50	50	50		5	50		
	最大	50	50	50		5	50		
SS(mg/ℓ)	通常	30	50	50		5	50		
	最大	30	50	50		5	50		
n-Hex(mg/ℓ)	通常	5	5	5		0.5	5		
	最大	5	5	5		0.5	5		
T-N(mg/ℓ)	通常	30	60	60	0.7	60			
	最大	30	60	60	0.7	60			
T-P(mg/ℓ)	通常	3	8	8	0.1	8			
	最大	3	8	8	0.1	8			

和歌山県告示第656号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年6月20日まで縦覧に供する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成18年4月20日
- 2 名称
特定非営利活動法人歩の会
- 3 代表者の氏名
山中善晴
- 4 主たる事務所の所在地
田辺市湊960番地の15
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者が農業活動や野外活動、園芸活動など自然の中で活動することにより、豊かで充実した生活を送ることができるように必要な援助を行い、活動を通して地域の人々との親交を深めることにより、社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 1 申請年月日
平成18年4月19日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山災害救助犬協会
- 3 代表者の氏名
榎本義清
- 4 主たる事務所の所在地
新宮市新宮7684番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、災害時の遭難者に対して、捜索活動を行い、早期発見し人命救助を行うことを主たる目的とし、災害救助犬の育成に関する事業を行い、人命救助に寄与することを目的とする。また、犬を通してのセラピードッグ事業、ふれあい事業等を行い社会貢献に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第657号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年6月19日まで縦覧に供する。

平成18年5月12日

和歌山県告示第658号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届出があったので、同法第115条第2号の規定に基づき公示する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	辞退年月日
3011601048	森野統	有田郡有田川町徳田1179番地の5		みのりクリニック	有田郡有田川町吉原908番地	平成18.3.31

和歌山県告示第659号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070105360	株式会社朋久	和歌山市秋月198	田原サヨ子	ヘルパーステーション悠	和歌山市秋月198-14	介護予防訪問介護	平成18.5.1 平成24.4.30

和歌山県告示第660号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に

より指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 は、申請者の名称)	住所 (法人の場合 は、主たる事務所の 所在地)	法人の場合 は、代表者の 氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070105378	社団法人和歌山県柔道整復師会	和歌山市太田143-4	原正和	和柔整・北村接骨院	和歌山市手平1丁目10-16	居宅介護支援	平成18.5.1 平成24.4.30
3070105386	医療法人井上病院	和歌山市小人町南ノ丁20	井上和久	居宅介護支援事業所おのみなど	和歌山市小人町南ノ丁20	居宅介護支援	平成18.5.1 平成24.4.30
3070105394	有限会社ハートフルコーポレーション	和歌山市鳴神549-3	妙中真弓	居宅介護支援センターハートフル	和歌山市鳴神549-3	居宅介護支援	平成18.5.1 平成24.4.30
3070104322	有限会社つた介護サービス	和歌山市杭ノ瀬132-18	津多伺郎	つた介護サービス	和歌山市杭ノ瀬132-18	居宅介護支援	平成18.5.1 平成24.4.30
3070105402	有限会社フロムはーと	和歌山市六十谷887-4	原元	ケアプランサービスフロムはーと	和歌山市布施屋320-7	居宅介護支援	平成18.5.1 平成24.4.30
3070102045	有限会社ジュール・シユアー	和歌山市新中通2丁目37	太田浩二	ヘルパスステーションさくら	和歌山市新中通2丁目37	居宅介護支援	平成18.5.1 平成24.4.30
3070105451	社会福祉法人東和歌山福祉会	和歌山市東田中307	中澤康守	ケアプランセンターあんず	和歌山市東田中307	居宅介護支援	平成18.5.1 平成24.4.30
3072300241	有限会社オーネット	新宮市3813-164	岡村百合子	介護サービスオーネット	新宮市3813-164	居宅介護支援	平成18.5.1 平成24.4.30

和歌山県告示第661号

平成18年5月12日

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号の規定により指定介護療養型医療施設を次のとおり指定したので、同法第115条第1号の規定に基づき公示する。

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 は、申請者の名称)	住所 (法人の場合 は、主たる事務所の 所在地)	法人の場合 は、代表者の 氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指病床数	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3011610379	医療法人みのり会	有田郡有田川町吉原908番地	森野統	みのりクリニック	有田郡有田川町吉原908番地	12床	平成18.4.1 平成24.3.31

和歌山県告示第662号

3条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第5

78条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

和歌山県知事 木村 良樹

平成18年5月12日

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合 にあっては、 主たる事務所の 所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指定 年月日 (指定の有 効期間の 満了の日)
3072200607	有限会社エス・オー・イー	田辺市下三栖1471-10	坂本昌紀	さくらホームヘルプサービス	田辺市下三栖1471-10	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.5.1 平成24.4.30
3072200623	和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782	中西優	ケアセンターおたっしゅ倶楽部田辺事業所	田辺市片町80-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.5.1 平成24.4.30
3012510578	串本町	東牟婁郡串本町串本1800	松原繁樹	国保古座川病院	東牟婁郡串本町古座1035	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平成18.5.1 平成24.4.30
3071000552	紀北川上農業協同組合	橋本市高野口町名古曾922-2	藤井静雄	JA紀北かわかみデイサービスセンター	橋本市高野口町名古曾610	通所介護・介護予防通所介護	平成18.5.1 平成24.4.30
3072100666	社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	西川弘海	みなべ町社協二子の里	日高郡みなべ町埴田1430	通所介護・介護予防通所介護	平成18.5.1 平成24.4.30
3070105337	株式会社大黒ヘルスケアサービス	和歌山市手平3-8-43	堀井孝一	株式会社大黒ヘルスケアサービス紀三井寺店	和歌山市紀三井寺840-39	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平成18.5.1 平成24.4.30
3070104611	誠光ライフ株式会社	和歌山市砂山南一丁目2-21	谷関良昭	誠光ライフ株式会社	和歌山市砂山南一丁目2-21	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.5.1 平成24.4.30
3070105469	有限会社キシウラ	和歌山市紀三井寺416-7	岸裏篤	ケアサポートおまもり	和歌山市紀三井寺416-7	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.5.1 平成24.4.30
3070100890	有限会社ツダ医科器械店	和歌山市弁財天丁57	津田盛太郎	有限会社ツダ医科器械店	和歌山市弁財天丁57	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.5.1 平成24.4.30
3070105071	有限会社すずらん	和歌山市大谷42-4	前原秀雄	楠見ホームケアすずらん	和歌山市大谷42-4	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.5.1 平成24.4.30
3070103274	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10-1	樋口公一	株式会社コムスン 和歌山福祉用具センター	和歌山市福島336	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.5.1 平成24.4.30

3070101153	川村義肢株式会社	大阪府大阪市北区天神橋1丁目18-18	川村慶	川村義肢株式会社和歌山営業所	和歌山市雑賀屋町東ノ丁21-3	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.5.1 平成24.4.30
3071400521	有限会社岡正	海南市重根831	岡本正大	オスカーケアセンター	海南市重根831	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.5.1 平成24.4.30
3071400232	有限会社エヌズ	和歌山市紀三井寺612	北野隆子	有限会社エヌズ	海南市船尾378-62	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.5.1 平成24.4.30
3071000578	紀北川上農業協同組合	橋本市高野口町名古曾922-2	藤井静雄	JA紀北かわかみ指定特定福祉用具販売事業所	橋本市高野口町名古曾610	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.5.1 平成24.4.30
3071500312	有限会社シマウメ	有田市宮崎町557-2	坂上武弘	有限会社シマウメ	有田市宮崎町557-2	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平成18.5.1 平成24.4.30
3071600690	ありだ農業協同組合	有田郡有田川町大字天満47-1	後安郎	JAありだ特定福祉用具販売事業所	有田郡有田川町大字天満47-1	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.5.1 平成24.4.30
3072100674	株式会社旭屋	日高郡日高川町皆瀬324	池本勝巳	株式会社旭屋	日高郡日高川町皆瀬324	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.5.1 平成24.4.30
3072100682	有限会社モアッサン	日高郡印南町印南2479	芝中隆暢	有限会社モアッサン	日高郡印南町印南2479	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.5.1 平成24.4.30
3072300068	誠光ライフ株式会社	和歌山市砂山南1丁目2-21	谷関良昭	誠光ライフ株式会社田辺営業所	田辺市湊1370-7	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.5.1 平成24.4.30
3011610379	医療法人みのり会	有田郡有田川町吉原908	森野統	みのりクリニック	有田郡有田川町吉原908	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成18.4.1 平成24.3.31

和歌山県告示第663号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号に基づき公示する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定期年月日

ヨシダ薬局	橋本市胡麻生358の4番地	-	吉田里子	平成18.5.1
池田薬局	日高郡みなべ町南道50	-	池田耕三	平成18.5.1

和歌山県告示第664号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミスタージョン田辺店

和歌山県田辺市文里1丁目736番55 他12筆

2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

西牟婁振興局産業振興部産業総務課(和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1)

田辺市商工観光部商工振興課(和歌山県田辺市下屋敷町31-1テレコムビル1F)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成18年5月12日から平成18年6月12日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第665号

果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第2条の3第1項の規定により、平成27年度を目標とする和歌山県果樹農業振興計画を定めたので、同条第5項の規定により公告する。

なお、和歌山県果樹農業振興計画は、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課において縦覧に供する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第666号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 粉河加太線

区間	新旧の別	敷地の員 幅メートル	延長 メートル	備考
和歌山市磯ノ浦字古田168番3地先から同市磯ノ浦字山崎268番4地先まで	旧	25.00 } 28.90	510.00	
同上	旧	8.30 } 18.80	536.80	
同上	新	25.00 } 28.90	510.00	
和歌山市磯ノ浦字古田168番3地先から同市本脇字家ノ越645番4地先まで	新	10.50 } 16.70	207.20	

和歌山県告示第667号

平成18年和歌山県告示第666号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年6月30日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第668号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 海南金屋線

区間	新旧の別	敷地の員 幅メートル	延長 メートル	備考
海南市別所字大門154番1地先から同市別所字ミソソ田774番地先まで	旧	5.20 } 14.30	60.00	
同上	新	5.20 } 14.30	60.00	

同上	新	5.20 } 6.00	70.00	
----	---	-------------------	-------	--

和歌山県告示第669号

平成18年和歌山県告示第668号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年5月12日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第670号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡那智勝浦町小阪字小栗須2706番3地先から同町小阪字畑1407番1地先まで	旧	14.50 } 40.50	42.50	
同上	新	14.50 } 40.50	42.50	
同上	新	4.00 } 8.00	144.00	

和歌山県告示第671号

平成18年和歌山県告示第670号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年5月12日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第672号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 宮崎古江見線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
有田郡宮崎町字辰ヶ浜2342番338地先から同市宮崎町字辰ヶ浜2347番42地先まで	旧	5.00 } 13.90	175.00	
同上	新	10.80 } 22.00	175.00	

和歌山県告示第673号

平成18年和歌山県告示第672号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年5月12日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第674号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 太地港下里線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡那智勝浦町大字下里字東1132番1地先から同町大字下里字東1120番1地先まで	旧	5.00 } 13.00	242.00	
同上	新	14.70 } 22.60	242.00	

和歌山県告示第675号

平成18年和歌山県告示第674号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年5月12日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第676号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

吉見1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域、並びに標柱5号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱5号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	有田郡	有田川町	吉見	沖ノ原	142	
2号	"	"	"	沖ノ谷	164-2	
3号	"	"	"	"	163-1	
4号	"	"	"	沖ノ原	135-1	
5号	"	"	"	沖ノ谷	169-1	
6号	"	"	"	"	172-2	
7号	"	"	"	沖ノ原	100	
8号	"	"	"	"	100	
9号	"	"	"	"	109	

和歌山県告示第677号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

1 境谷地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域、標柱10号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱12号を結んだ線に囲まれた区域、並びに標柱13号から標柱18号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱18号を結んだ区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	岩出市		境谷	垣内	274	
2号	"		"	"	206	
3号	"		"	"	207	
4号	"		"	"	207	
5号	"		"	"	209	
6号	"		"	"	209	
7号	"		"	"	220-2	
8号	"		"	"	255	
9号	"		"	"	262-1	
10号	"		"	加祢多羅	38	
11号	"		"	"	79	
12号	"		"	"	39	
13号	"		"	垣内	230	
14号	"		"	"	283	
15号	"		"	"	186	
16号	"		"	"	187	
17号	"		"	"	283	
18号	"		"	"	239	

2 高野下1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域、標柱6号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱6号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域、並びに標柱10号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱14号を結んだ区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	寒川	下西ノ川東原	2719	
2号	"	"	"	"	2718	
3号	"	"	"	"	2716-1	
4号	"	"	"	"	2715	
5号	"	"	"	打越垣内	1385	
6号	"	"	"	高野	71-1	
7号	"	"	"	高野北原	2709	
8号	"	"	"	"	2704	
9号	"	"	"	高野	66-1	
10号	"	"	"	小棚垣内	1395-1	
11号	"	"	"	下西ノ川西原	2858-3	
12号	"	"	"	"	2857	

13号	"	"	"	小棚垣内	1392-3	
14号	"	"	"	"	1393-1	

3 西原地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	西原	谷口	18-1	
2号	"	"	"	大熊	365-1	
3号	"	"	"	"	365-1	
4号	"	"	"	"	368	
5号	"	"	"	"	369	
6号	"	"	"	土佐谷	67-1	
7号	"	"	"	"	65-1	
8号	"	"	"	"	63-1	
9号	"	"	"	谷口	41	

4 片串地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	初湯川	片串	1115-1	
2号	"	"	"	"	2131-2	
3号	"	"	"	"	2134-2	
4号	"	"	"	"	1088	

5 上の段地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域、標柱8号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱12号を結んだ線に囲まれた区域、並びに標柱13号から標柱32号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱32号を結んだ区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は76F4線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	熊野川	上エノ段	49	
2号	"	"	"	"	810	
3号	"	"	"	"	808-4	
4号	"	"	"	"	808-2	
5号	"	"	"	"	808-1	

6号	"	"	"	"	83	
7号	"	"	"	"	55-2	
8号	"	"	"	"	61-2	
9号	"	"	"	"	65	
10号	"	"	"	"	107-2	
11号	"	"	"	"	107-5	
12号	"	"	"	"	152-1	
13号	"	"	"	"	86-5	
14号	"	"	"	甲崎	819	
15号	"	"	"	"	821-1	
16号	"	"	"	上エノ段	806-3	
17号	"	"	"	"	803	
18号	"	"	"	"	801	
19号	"	"	"	"	799	
20号	"	"	"	"	182	
21号	"	"	"	"	811	
22号	"	"	"	"	165-2	
23号	"	"	"	"	147	
24号	"	"	"	"	141-2	
25号	"	"	"	"	134	
26号	"	"	"	"	133	
27号	"	"	"	"	113	
28号	"	"	"	"	102-2	
29号	"	"	"	"	97-2	
30号	"	"	"	"	96-2	
31号	"	"	"	"	87-1	
32号	"	"	"	"	78-5	

6 下田原地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱1号と標柱4号を結んだ線は県道御坊中津線との官民境界とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	下田原	東	13-1	
2号	"	"	"	"	426-10	
3号	"	"	"	"	426-6	
4号	"	"	"	"	24-1	

7 神明地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考

1号	東牟婁郡	那智勝浦町	勝浦	鏡山	719	
2号	"	"	"	"	"	
3号	"	"	"	谷ノ奥	685	
4号	"	"	"	神明町	338-2	
5号	"	"	"	"	335	
6号	"	"	"	"	322	
7号	"	"	"	神明山	688-1	
8号	"	"	"	"	702	
9号	"	"	"	前ノ平	276-6	

8 内ノ井3地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	新宮市		熊野川町西敷屋	内ノ井	956	
2号	"		"	"	1376	
3号	"		"	"	1382-2	
4号	"		"	"	1389	
5号	"		"	"	1394-1	
6号	"		"	"	1060-1	
7号	"		"	"	1390-1	
8号	"		"	"	1007-4	
9号	"		"	"	990	
10号	"		"	"	981-5	
11号	"		"	"	966-2	

9 清水上2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱1号と標柱7号を結んだ線は町道清水線との官民境界とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	東牟婁郡	太地町	太地	大東	3699	
2号	"	"	"	清水上	2132	
3号	"	"	"	"	2139-1	
4号	"	"	"	"	2139-1	
5号	"	"	"	"	2139-1	
6号	"	"	"	"	2139-1	
7号	"	"	"	大東	3698	

和歌山県告示第678号

昭和46年和歌山県告示第691号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

神明急傾斜地崩壊危険区域の項を削る。

和歌山県告示第679号

昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

表売りさばき所の欄中「那賀郡岩出町清水374-1」を「岩出市清水374-1」に改める。

和歌山県告示第680号

昭和37年和歌山県告示第41号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

表売りさばき所の欄中「那賀郡岩出町高塚198-1」を「岩出市高塚198-1」に改める。

訓 令

和歌山県訓令第35号

庁中一般

各地方機関

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令

和歌山県工事検査規程(平成14年和歌山県訓令第21号)の一部を次のように改正する。

別表漁港工事の項を次のように改める。

漁港工事	各振興局建設部が施行する工事又は各振興局管内において施行される工事(ただし、海草振興局管内において施行される工事を除く。)	当該振興局建設部長
	和歌山下津港湾事務所が施行する工事又は海草振興局管内において施行される工事	和歌山下津港湾事務所長

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったの

で、平成17年11月1日以降無効とする。
平成18年5月12日

和歌山県知事 木村良樹

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期限	交付した事務所	紛失年月日
50%券	漁船以外の船舶	8676341 } 8676342	2枚	平成17年10月10日から平成18年4月14日まで	西牟婁振興局	平成17年11月1日

※ 記号番号は、免許証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。

監査公表

和歌山県監査公表第20号

平成18年3月17日付け監査報告第29号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成18年5月12日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 山 田 正 彦
和歌山県監査委員 坂 本 登

- 1 監査対象機関名 社団法人わかやま森林と緑の公社
- 2 監査実施年月日 平成18年2月27日
- 3 監査の結果

造林事業費の財源は、その大部分が農林漁業金融公庫及び県からの借入金であり、平成16年度末の借入金残高は、約141億円となっている。

また、造林事業は伐期まで長期間にわたるため、今後も多額の借入金が必要となる。

こうした中、公社では平成15年に、平成12年の木材価格を前提として将来の収支見込みを行っており、それによると平成78年度の伐採最終年度には、約13億円の収益があるものとしている。しかしながら近年木材価格は下落しており、上記収支見込みに大きな影響があるものと思われる。

このため、適宜、収支見込みの見直しを行い、今後とも公社の経営の健全化に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

原則として5年毎に将来の収支見込みの見直しを行い、国等の林業公社に対する各種施策を積極的に取り入れるとともに、管理経費等の一層の縮減等に努め、経営の改善を図るよう指導した。

- 1 監査対象機関名 財団法人わかやま産業振興財団
- 2 監査実施年月日 平成18年2月27日
- 3 監査の結果

設備貸与資金の未収金については、平成16年度末現在で約2億9,700万円となり、前年度末に比べ約415万円減少しているが、なお多額の未収金が存在する。

今後、引き続き「未収貸与料債権管理規程」に基づき、未収金の回収等について積極的に取り組まれたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

設備貸与資金の未収金については、なお多額の未収金が存在するので、債権管理状況について密接に連携を取りながら、財団の最重点課題として今後ともその回収等に積極的に取り組むとともに、新たな未収金を発生させることのないよう指導しております。